

有効期間 5 年（令和 11 年 12 月 31 日まで）

令和 6 年 3 月 21 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（人身安全対策課）

人身安全関連事案への適切な対処について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、各部門が連携し、事態に応じて被害者等の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが必要である。

人身安全関連事案については、「人身安全関連事案への適切な対処について」（令和 4 年 3 月 28 日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により、人身安全関連事案プロジェクトチーム（以下「人身安全 P T」という。）を設置し対応しているところであるが、人身安全関連事案への対応を充実、強化するため、次のとおり人身安全 P T の要員を拡充し、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

1 人身安全 P T の体制及び対象事案等

- (1) 人身安全関連事案の危険性・切迫性について、積極的、機動的に関与し、関係部門が連携して対処するため、警察本部に人身安全 P T を置き、その体制は別添 1 のとおりとし、要員の詳細については別途定める。
- (2) 人身安全 P T の対象事案等は、別添 2 のとおりとする。
- (3) 人身安全 P T は、人身安全関連事案について、関係警察署と緊密に連携し、危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等の対処について警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とする。

また、必要に応じて警察署に事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を派遣するものとする。

なお、人身安全P Tは、被害者の保護等の事案対処について、積極的、機動的に関与し、人身の安全を確保するものであるが、同事案についての警察署長の指揮・責任を変更するものではない。

2 警察署における体制

- (1) 警察署においては、刑事官（刑事官が配置されていない警察署にあつては副署長または次長）を人身安全関連事案への対処を統括する対処統括責任者とする。

対処統括責任者は、警察署長の指揮を受け、対処要員を統率し、事案対処に当たるものとする。

なお、当直体制においては、当直主任を同責任者とする。

- (2) 警察署長は、警察署における事案対処要員を、生活安全部門と刑事部門からあらかじめ指定しておくこと。

3 人身安全関連事案への対処

- (1) 事案認知時の対応

ア 人身安全関連事案を認知した警察署の警察職員は、認知した段階で遅滞なく警察署長に即報し、相談簿を作成すること。

イ 警察署長は、事案の危険性・切迫性を判断し、被害者の保護、避難について必要な対処を行うとともに、並行して、人身安全P Tに即報し指導・助言を受けること。

報告を受けた人身安全P Tは、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等の支援を行うこと。

ウ 上記ア、イにより、人身安全P Tに即報した場合でも、事件情報の即報は、「捜査関係情報の報告について」（令和4年2月15日付け警察本部長通達）に基づき行うこと。

- (2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害を加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、人身安全P Tは、必要に応じて現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。

また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実にを行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害を加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

このため、平素から管内の地方自治体等と連携できる体制としておくこと。

(3) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

(5) 対処終了時の措置

警察署長は、人身安全関連事案の対処を終了する場合は、被害者保護に必要な措置が終了したかを人身安全PTと協議すること。

(6) 警察本部での対応

警察本部の警察職員が、人身安全関連事案を認知した場合は、関係警察署、人身安全PTに即報し、前記に準じて対応すること。

4 人身安全PTの庶務

人身安全PTに関する庶務は、生活安全部人身安全対策課において行う。

5 その他

旧通達を引用している通達等については、本通達施行日以降は、本通達によることとする。

〔 本件担当 ストーカー・DV対策指導係 〕
〔 警 電 ██████████ 〕